○厚生労働省告示第三百六十九号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第五十四条の規定に基づき、労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件（昭和三十五年労働省告示第十号）の一部を次のように改正する。

令和八年九月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

様式第七号（四）（別紙）を次のように改める。

様式第７号（４）（別紙）

療　養　の　内　訳　及　び　金　額

種別					金額
初検料 1　はり 2　きゅう 3　はり・きゅう併用	初検年月日 年　月　日　時頃		加算料金 時間外・休日	円	円
施術料	はり・きゅう	施術の種類	1術　回		2術　回
	通所		円×　回＝		円
	訪問施術料　1		円×　回＝		円
	訪問施術料　2		円×　回＝		円
	訪問施術料　3		円×　回＝		円
	訪問施術料　4		円×　回＝		円
	訪問施術料　5		円×　回＝		円
	電療料加算 （1．電気針　2．電気温灸器　3．電気光線器具）		円×　回＝		円
	特別地域加算		円×　回＝		円
	マッサージ				
	通所		円×　回＝		円
	訪問施術料　1		円×　回＝		円
	訪問施術料　2		円×　回＝		円
	訪問施術料　3		円×　回＝		円
	訪問施術料　4		円×　回＝		円
	訪問施術料　5		円×　回＝		円
	温罨法加算		円×　回＝		円
	変形徒手矯正術 ※温罨法との併施は不可	施術部位 / 施術回数	（右上肢）回 / （左上肢）回 / （右下肢）回 / （左下肢）回		
			円×　回＝		円
	電療料加算 （1．極超短波（超短波）　2．低周波）		円×　回＝		円
	特別地域加算		円×　回＝		円
	はり又はきゅう及びマッサージの併用				
	通所		円×　回＝		円
	訪問施術料　1		円×　回＝		円
	訪問施術料　2		円×　回＝		円
	訪問施術料　3		円×　回＝		円
	訪問施術料　4		円×　回＝		円
	訪問施術料　5		円×　回＝		円
	温罨法加算		円×　回＝		円
	変形徒手矯正術 ※温罨法との併施は不可	施術部位 / 施術回数	（右上肢）回 / （左上肢）回 / （右下肢）回 / （左下肢）回		
			円×　回＝		円
	電療料加算		円×　回＝		円
	特別地域加算		円×　回＝		円
往療料			円×　回＝		円
		夜間往療加算	円×　回＝		円
合計					円

施術日　訪問２② / 通所○　訪問３③ / 往療◎　訪問４④ / 訪問１①　訪問５⑤	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31

○往療又は訪問の理由（　1．独歩による公共交通機関を使っての外出困難　2．認知症や視覚、内部、精神障害などにより独歩による外出困難　3．その他（　　））

備考：（イ）はり・きゅうのみ　　（ロ）はり又はきゅうと一般医療